

横浜市賃貸住宅供給促進計画 一部改定版 の素案について皆様のご意見を募集します

募集期間

令和2年3月16日（月）から令和2年4月15日（水）まで

横浜市賃貸住宅供給促進計画とは

2017（平成29）年10月25日に創設された『新たな住宅セーフティネット制度』において、住宅確保要配慮者※に対する賃貸住宅の供給の目標等を定め、総合的かつ計画的に施策を展開するための計画です。賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者の追加や、セーフティネット住宅の登録基準の強化・緩和をすることができます。

横浜市では、2019（平成31）年4月1日に横浜市賃貸住宅供給促進計画を策定しましたが、「小規模な既存住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進」及び「ひとり親家庭の住まいの確保の促進」の観点から、登録基準を緩和するため、本計画の一部を改定します。

※住宅確保要配慮者：住宅セーフティネット法に規定される低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、被災者等

改定のねらい

・小規模な既存住宅の活用によるセーフティネット住宅の登録の促進

小規模な住宅への需要に対応するとともに、既存住宅の有効活用を図るため、登録の対象を、建築当時の国の「最低居住水準※」等を満たす小規模な既存住宅に拡大し、セーフティネット住宅の登録を促進していきます。

※最低居住水準…世帯人員に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

・ひとり親家庭の住まいの確保の促進

本市では、「横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30年度～34年度）」に基づき、ひとり親家庭の総合的な自立支援に力を入れていることから、ひとり親家庭の住まいの確保を促進するため、シェアハウスの各専用居室の居住人数の基準（1室1名）について、親と子どもが入居できるよう緩和します。

主な改定内容

●セーフティネット住宅の登録基準のうち、規模に係る基準を緩和します。

【一般住宅の場合】

- ①建築確認がなされた年度別に各戸の面積の基準を緩和
- ②台所、収納、浴室・シャワー室が共用の場合、各戸の面積の基準を緩和

建築確認がなされた時期	～1996(平成8)年 3月31日	1996(平成8)年4月1日～ 2006(平成18)年3月31日	2006(平成18)年 4月1日～
面積	18㎡以上 (18㎡以上)	18㎡以上 (18㎡以上)	25㎡以上 (18㎡以上)
積	16㎡以上 …① (13㎡以上) …②	18㎡以上 (13㎡以上) …②	25㎡以上 (13㎡以上) …②

【共同居住型住宅（シェアハウス）の場合】

- ③各専用居室の面積、④住棟全体の面積の基準、⑤各専用居室の居住人数を緩和
- ⑥浴室や便所等の設備の利用人数について、生活パターンの異なる属性が混在するシェアハウス等で市長が支障がないと認める場合は緩和

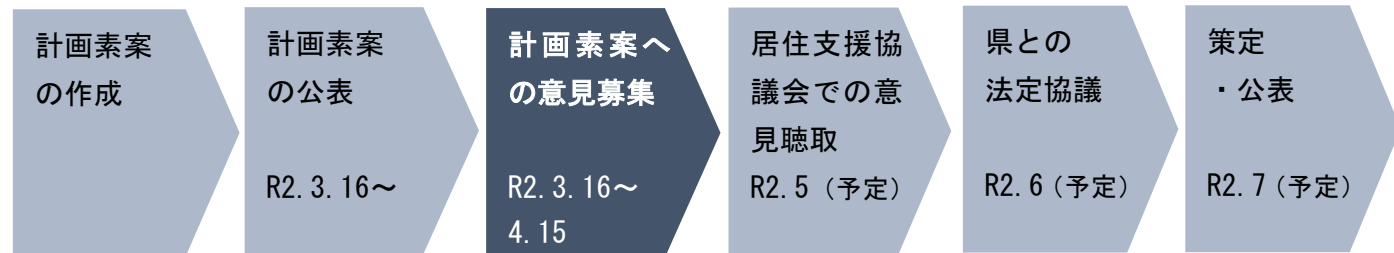
	③ 各専用居室の面積	④ 住棟全体の面積	⑤ 各専用居室の居住人数	⑥ 設備の利用人数
現行	9㎡以上	15㎡×居住人数 +10㎡以上	1人	1か所あたり 概ね5人
改定後	7㎡以上	13㎡×居住人数 +10㎡以上	ひとり親家庭に限り 「各専用居室の面積÷7㎡」人 ※定員については、以下の通り算定 3歳未満 …0.25人、 3歳以上6歳未満…0.5人、 6歳以上10歳未満…0.75人	1か所あたり 概ね5人 ※市長が認める 場合に緩和

●その他、資料編を最新のデータに更新します。

例)6畳(約10㎡)の居室の場合、
10㎡÷7㎡≒1.4人となるため、
親1人と3歳未満の子の居住が可能。

一部改定版策定スケジュール

皆様のご意見を踏まえ、2020(令和2)年7月に一部改定版を策定します。



資料の配布場所等

各区役所広報相談係、市役所市民情報センター、建築局住宅政策課において、本計画(素案)本文の閲覧及び概要版リーフレットの配布を行っています。

なお、素案本文は、冊子での配布は行っておりませんが、下記ホームページでご覧いただくことができます。

【ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/boshu/public.html>

横浜市賃貸住宅供給促進計画

検索

【応募方法】

次のいずれかの方法で、ご意見をお寄せください。

① 郵送（消印有効）：

送付先：〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 KDX 横浜関内ビル 4階 横浜市建築局住宅政策課

② FAX：045-641-2756

「住宅政策課宛」と明記ください

③ 電子メール：kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

④ 持参：横浜市建築局住宅政策課窓口にて受け付けます。（土・日・祝日を除く 8時45分から 17時まで）

【注意事項】

- FAX または電子メールでご応募いただく場合も、「氏名」「住所（区名まで）」「素案へのご意見」を明記の上、お送りください。
- いただいたご意見は、横浜市賃貸住宅供給促進計画一部改定版の策定の参考に利用させていただきます。また、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、市のホームページで公表します。（氏名、住所は公表いたしません。）
- 電話でのご意見の受付や、ご意見への個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】

計画の内容や、意見募集手続きに関して不明な点がございましたら、TEL：045-671-4121（横浜市建築局住宅政策課）までお問合わせください。

※ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX 番号等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。